

斑鳩町役場

TEL 0745 (74) 1001

fax 0745 (74) 1011

ホームページ:

http://www.town.ikaruga.nara.jp/

メールアドレス:

info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベント等の情報は、6月2日時点の情報です。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う最新情報は、町ホームページをご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。

お知らせ版



斑鳩 いかるが

町民プール利用休止のお知らせ

生涯学習課 (☎内線237)

令和2年度町民プールの利用については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から休止します。

利用を楽しみにされていたみなさんには申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いします。

利用休止期間

7月1日(水)～8月31日(月)

「二日里親会」・「身体障害者ふれあいの集い」・「心身障害者(児)ふれあいの集い」の開催中止について

社会福祉協議会

(☎0745②5122)

「二日里親会」・「身体障害者ふれあいの集い」および「心身障害者(児)ふれあいの集い」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度の事業の開催を中止します。

参加を楽しみにされていたみなさんには申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いします。



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な人に対する特別制度について

税務課 (☎内線155)

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入※に相当の減少があった人は、町税の納税の猶予を受けられる場合があります。

対象

次のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

- ① 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入※が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること
- ② 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

対象となる税

令和2年2月1日～令和3年1月31日の間に納期限を迎える町税

申請期限

令和2年6月30日または町税の各納期限のいずれか遅い日までに申請してください。

手続きに必要な書類は町ホームページに掲載しています。

※「事業等に係る収入」とは、法人の収入(売上高)のほか、個人の人の経常的な収入(事業の売上・給与収入など)を指します。

申請手続きの詳細やその他の納税相談については税務課へお問い合わせください。

献血にご協力をお願いします!

保健センター

(☎0745②0001)

暑い季節は献血にご協力いただける人が減少するため、血液が不足しがちになります。みなさんのご協力をお願いします。

日時 7月22日(水)

午前10時～正午、午後1時～4時

場所 役場東側駐車場

対象 16～69歳の人

(ただし、65歳以上の人は60～64

歳の間に献血経験のある人)

※本人確認のため運転免許証などを持参してください。

※日本赤十字社では、献血の受け入れにあたり、業務に従事する職員 の体温測定を行うなどの健康管理の徹底や、献血会場での来所者への体温測定・手指消毒を依頼するなど、感染防止対策が講じられています。



トピックス

催し

募集

お知らせ

催し

家族介護支援講座

地域包括支援センター

☎0745-745666、  
0745-744000

介護が必要な人への介護のポイントや介護者の健康づくりについて楽しく学びます。

日時 7月15日(水)午後2時～3時  
場所 生き生きプラザ斑鳩

2階 会議室

内容 ボディメカニズムを活用して

小さな力で介助する方法を学ぼう

対象 家族を介護している人や介護  
に関心のある人(介護職の従事者は  
除く)

費用 無料

定員 15人

申込 7月14日(火)まで

子育て支援講座

「ベビ योग&ママヨガ」

福祉子ども課(☎内線122)

赤ちゃん和妈妈をつなぐ親子で楽  
しむヨガ講座です。

日時 7月2日(木)

第1部 午前9時30分～10時30分

第2部 午前11時～正午

場所 生き生きプラザ斑鳩

1階 療育ルーム

トピックス

催し

募集

お知らせ

講師 J A H A 認定ベビ योग&  
ママヨガインストラクター

千葉 麻梨子 氏

対象

第1部 生後6か月～1歳までの

赤ちゃんとその保護者

第2部 1歳～1歳半までの赤  
ちゃんとその保護者

持物 バスタオル、飲み物

※動きやすい服装でお越しください。

定員 各部先着5組

申込 6月24日(水)まで

「お口の健康診査」

口腔健診を受けましょう

奈良県後期高齢者医療広域連合

事業課(☎0744-8430)

対象 75、80、85歳(令和2年4月

1日現在)の奈良県後期高齢者医

療被保険者

期間 6月1日(月)～12月20日(日)

持物 受診券(5月下旬に送付)

費用 無料

※口腔健診実施医療機関へ事前予約

してください。

※新型コロナウイルス感染症の動向

に応じて、口腔健診事業の内容を

一部変更することがありますので、

ご注意ください。

チャレンジ介護予防!各種教室を再開します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止していた教室を、下記のとおり再開します。しかし、通常どおりの開催ではなく、すべての教室に定員を設けた事前申込制とします。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

対象 町在住の65歳以上の入

申込・問合せ 地域包括支援センター

(☎0745-75-4000・0745-74-5666)

お互いに感染しない・させないために(お願い)

- ・事前申込制としますので、必ず電話または窓口でお申し込みください。(申し込みのない人は当日参加できません)
- ・ご自宅で体温を測定してきてください。当日受付でお伺いします。(37.5℃以上ある人は参加できません)
- ・体調の変化(体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど)がある人は、参加を中止しましょう。
- ・マスクを着用しましょう。
- ・手指消毒にご協力をお願いします。

	日程	時間	場所	内容	持物	定員	申込
運動教室	7月6日(月)	午後2時～3時 (事前に検温・血圧測定 を済ませてください)	生き生きプラザ 斑鳩1階 機能回復訓練 コーナー	ストレッチなど の運動	タオル、飲み物、 介護予防手帳 ※動きやすい服 装でお越し ください。	各30人 (先着順)	前日までに 電話でお申し 込みください。
	7月13日(月)						
	7月20日(月)						
	7月27日(月)						
	※A・Bコースはあ りません。上記の 日程からご希望日 を1回利用できま す。						
生き生きセミナー	7月27日(月)	午前10時～11時	西公民館 集会室1・2	元気なからだ づくりに欠か せない栄養に ついての講座	筆記用具、 タオル、飲み物、 介護予防手帳	各20人 (先着順)	前日までに 電話でお申し 込みください。
	7月28日(火)	午後2時～3時	東公民館 集会室1・2				
	7月29日(水)	午前10時～11時	法隆寺五丁地区 地域交流館				



募集

ふるさと納税「お礼の品」  
協力事業者募集

財政課(☎内線254)

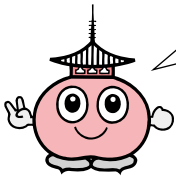
1万円以上のふるさと納税(寄附)をしていただいた町外居住者を対象に、お礼の品として特産品などをお贈りしています。

地元特産品のPRおよび本町への寄附促進をはかるため、ご協力いただける事業者を随時募集しています。ぜひ、斑鳩の魅力をよりよく知っていただけるお礼の品をご提案ください。なお、寄附額に応じてさまざまな区分を設けていますので、詳しくは財政課へお問い合わせください。

協力事業者応募要件

- ・ 町内で生産、サービスなどがなされており、国が示す返礼品などの基準に適合する商品などを提供できること。
- ・ 町税の滞納がないこと。

斑鳩町ふるさと納税については、町ホームページをご覧ください！



放送大学10月生募集

放送大学奈良学習センター

(☎0742②7870)

放送大学は、2020年度第2学期の学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代の、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。BSテレビ・ラジオで授業を行っているだけでなく、その授業をインターネットで好きなときに受講することもできます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。卒業すれば学士(教養)の学位を取得できます。

授業料 11,000円/1科目

(入学金は別)

出願期間 第1回は8月31日まで

第2回は9月15日まで

※半年ごとに学ぶ科目分だけの授業料を払うシステムです。(半年だけ) 在学することも可能です

※資料を無料で差しあげていますので、お気軽にご請求ください。

斑鳩町は、地域の自治会  
活動を応援しています

～自治会へ加入しましょう～

総務課(☎内線273)

自治会は、地域の人たちが集い、話しあい、協力しあうことによって、よりよい地域づくりをめざす団体です。日ごろから自治会活動などを通じて隣近所と交流する機会を持ち、お互いの顔が見える人間関係をつくり、自分たちの町を住みよい町にしましょう。

●自治会活動の主な例

- ・ 防災訓練、地域の清掃活動、ごみステーションの管理
- ・ 高齢者や独居老人などの見守り、防犯パトロール、防犯灯や消防施設(ホース、格納箱)などの設置・維持管理など

※自治会に加入するには、直接地域の自治会の役員にお申し出ください。地域の自治会が分からない場合は総務課へお問い合わせください。

●令和2年度自治会連合会

役員の紹介

自治会連合会は、地域福祉の増進に寄与するため、自治会相互の連携や交流をはかり、懇談会や研修会などの事業を行っています。

自治会連合会の令和2年度役員は、次のみなさんです。

会 長	川西 日吉さん (東里)
副会長	山崎 芳邦さん (高安)
会 計	田中 和則さん (十楽)
書 記	辻中 喜久治さん (紅葉ヶ丘)
会計監査	松下 和康さん (並松西之町北)
評議員	高村 淳一さん (興留1丁目中央会)
	二ノ丸 肇さん (長田町)
	東川 義則さん (峨瀬第1)
	関口 一郎さん (服部)
	富井 進さん (目安)
	平山 俊彦さん (三町)
	増田 のりこさん (駅前東)

**マイナンバーカードの交付・申請の休日受付**

住民課 (☎内線161)

平日に役場にお越しいただけない人は、左記のとおり休日受付を行いますので、ご利用ください。

**日時** 7月11日(土)

午前8時30分～正午

**場所** 役場1階 住民課窓口

※出入り口は東側玄関のみとなります。

※マイナンバーカードの交付・申請

には、本人確認書類をご持参のうえ、必ず本人がお越しください。

※申請方法、持ち物などは、住民課へお問い合わせください。



**水道メーター 取り替え**

上下水道課 (上水道)  
(☎0745-74-1401)

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。上下水道課では、有効期間が満了を迎える水道メーターを無料で交換しています。来月は下記のとおり作業を行いますので、みなさんのご協力をお願いします。

**取り替え期間**

7月12日(日)～25日(土)

**取り替え地区**

龍田3・4丁目、龍田南6丁目、龍田西5～8丁目、稲葉西1・2丁目、神南1・4丁目

(対象となるご家庭には事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します)

**委託業者** 関西水道用品(株)

**傷病手当金の支給について(国民健康保険・後期高齢者医療)**

国保医療課(☎内線114)

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより就労できなかった期間において、傷病手当金を支給します。

**対象**

- 次の条件すべてを満たす人
- 国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者
- 勤務先から給与等の支払いを受けている人
- 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状で感染が疑われ、労務に服することができなかった期間がある人

**支給期間** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

**支給額** (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2/3 × 日数

※給与等の全部または一部が支給されている人は、その間の傷病手当金は支給されません。ただし、その給与等の額が右記の方法で算定される傷病手当金の額より少ない時は、その差額を支給します。

**適用期間** 令和2年1月1日～令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

**申請方法** 所定の申請書などを国保医療課へご提出ください。(郵送での手続きも可)

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

※事業主、医療機関の証明が必要となる書類があります。

※詳しくは国保医療課へお問い合わせください。

**後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減が変わります**

国保医療課 (☎内線113)

後期高齢者医療保険料は、世帯の所得状況に応じて均等割額が次のとおり軽減されます。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額)	均等割の軽減割合		
	本則	令和 元年度	令和 2年度 令和 3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下	7割※1	8.5割	7.75割
[平成30年度における9割軽減の区分] 被保険者全員の公的年金の控除額を80万円 として計算し、所得が0円となるとき		8割	7割
33万円+(28.5万円※2×世帯の被保険者数)以下	5割	5割	
33万円+(52万円※2×世帯の被保険者数)以下	2割	2割	

※1 本則7割軽減の対象の人は、これまでさらに上乗せして軽減8.5割9割されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。

※2 均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減の判定基準所得が拡充されました。





## 福祉医療費助成制度のご案内

斑鳩町では、下記の対象となる人に医療費を助成しています。  
 対象となる人でまだ申請していない人は、国保医療課で手続きをしてください。  
 ※昨年度から対象となっている人には更新用の書類を送っています。期日までに国保医療課へ提出してください。

制度名	助成対象	助成内容
老人医療	65歳以上70歳未満で市町村民税所得割非課税世帯に属する人	医療機関で支払った自己負担の一部を助成します
子ども医療	小学校就学前の乳幼児および小・中学生	医療機関で支払った自己負担を助成します
心身障害者医療	75歳未満で身体障害者手帳1級～3級または療育手帳A・Bの人(※)	
重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療制度の被保険者で身体障害者手帳1級～3級または療育手帳A・Bの人(※)	
ひとり親家庭等医療	配偶者のない父・母などで18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人とその児童(※)	
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の人(※)	精神通院の自立支援医療の自己負担(原則10%)を助成します
	精神通院の自立支援医療の適用を受けている人(ただし社会保険被保険者本人を除く)(※)	

- ◎健康保険に異動があった場合は、保険証を持参のうえ届出してください。
- ◎保険診療分が助成対象です。(食事療養などの自己負担は除きます)
- ※扶養人数に応じた所得制限があります。

申請手続き、問合せは国保医療課(☎内線112・113)へ

## 毎年6月23日～29日は、男女共同参画週間です

問合せ まちづくり政策課(☎内線213)

### 令和2年度 キャッチフレーズ

『そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。』  
 『ワクワク・ライフ・バランス』

女性と男性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

#### 女性のための相談

女性が抱える様々な問題を、カウンセラーが相談者の立場に立ってお聞きし、共に考えます。

お困りごとを抱えたり、不安に感じたり、少しでも「困った」と感じる事があれば、相談にお越しください。

#### 日時

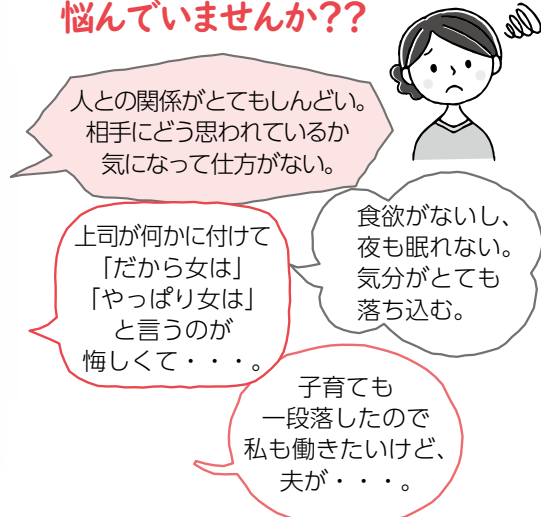
毎月第4金曜日 午後1時～4時(1人50分程度)

場所 役場会議室

#### 申込

予約専用☎0745-75-9269(土・日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時30分)

#### 悩んでいませんか??



#### 〈男女共同参画関係書籍コーナー〉

6月15日(月)～29日(月) 場所:斑鳩町立図書館(いかるがホール内)

## ジェネリック医薬品を 利用しましょう

国保医療課（☎内線114）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と同じ有効成分で製造された医薬品です。ジェネリック医薬品を使用することで、薬代の軽減や国民健康保険財政の改善につながります。

ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

### ジェネリック医薬品とは？

最初に作られた薬（先発医薬品）の特許期間満了後に、主成分が同一であると審査され厚生労働省により製造・販売が承認された、先発医薬品より価格が3〜5割ほど安い薬のことです。

先発医薬品と同じ有効成分を使用しているため、安全性も効き目も立証されています。



## 熱中症を予防しよう!!

～「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント～

保健センター（☎0745-70-0001）

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避けるなどの「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは下記のとおりです。

### ① 暑さを避けましょう!

エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整しましょう。感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。

### ② 適宜マスクを外しましょう!

気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人と距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をとりましょう。

### ③ こまめに水分補給しましょう!

のどが渇く前に水分補給。1日あたり1.2リットルを目安にしましょう。

### ④ 日頃から健康管理をしましょう!

### ⑤ 暑さに備えた体作りをしましょう!

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう!



## てんいち先生

※「てんいち」とは、てん（英語の10）と、いち（1）を合わせて11（毎月11日は人権を確かめあう日）という意味です。





**処理にお困りの「レンガ・ブロック、瓦」を回収します**

環境対策課 (☎内線133)

町で収集や処理ができない「レンガ・ブロック、瓦」を次のとおり回収します。

**回収日時** 7月23日(祝・木)

午前9時～11時30分

(雨天決行)

**回収場所** 最終処分場・ごみ積替え施設(斑鳩町大字法隆寺4331)

**回収品目**

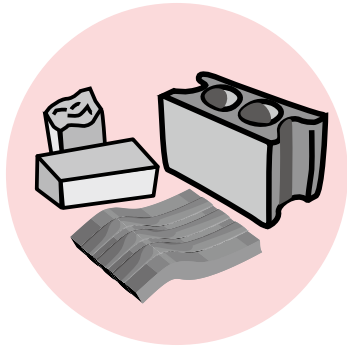
レンガ、ブロック、瓦

※右記以外のものは回収できません。

※町指定不燃ごみ袋(大)に、持ちあげて破れない程度に入れてお持ち込みください。

**回収方法**

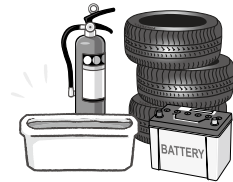
回収場所へ直接お持ち込みください。



**バッテリー・タイヤ・消火器・プランターの土は直接、回収業者へ**

町で収集や処理ができないタイヤやバッテリーなどは、回収業者で通年回収しています。

※回収品目・回収業者・処理費用などの詳細は、下記処理困難物回収業者一覧表をご確認のうえ、直接、回収業者へお問い合わせください。



令和2年3月31日現在

**処理困難物回収業者一覧表**

回収品目	事業者名	回収料金	回収時間	所在地	電話番号
バッテリー	浦野商会	バッテリー 1個 100円	月～土曜日 午前10時～ 午後8時	龍田北5丁目 1614番	0745-27-8144
	安本景一商店 株式会社	バッテリー 1個 100円	月～土曜日 午前7時30分～ 午後7時30分 祝日 午前8時～ 午後6時	龍田西2丁目 1番30号	0745-75-2721
	斑鳩タイヤ 商会	バッテリー 1個 100円	月～土曜日 午前9時～ 午後6時	幸前1丁目 3番41号	0745-75-5674
タイヤ	斑鳩タイヤ 商会	タイヤ 1本 150円～600円 タイヤ(ホイール付き) 1本 300円～1,200円	月～土曜日 午前9時～ 午後6時	幸前1丁目 3番41号	0745-75-5674
	大和タイヤ サービス	タイヤ 1本 150円～600円 タイヤ(ホイール付き) 1本 300円～1,200円	月～土曜日 午前10時～ 午後5時	龍田1丁目 1番9号	0745-75-3037
消火器	株式会社 黒松商会	小型消火器 (薬剤6kg以内) 1,500円 大型消火器 (薬剤20kg以内) 8,500円	月～金曜日 午前9時～ 正午	龍田西2丁目 1番34号	0745-75-2810
プランターの土	コヤマ建材	プランターの土 (20ℓ) 200円～	月～土曜日、 祝日 午前7時～ 午後6時	龍田4丁目 1番1号	0745-61-0303

※処理費用は、依頼者の個人負担となります。詳しくは、回収業者へお問い合わせください。

トピックス

催し

募集

お知らせ



## 住民票など証明書等宅配サービス

問合せ・予約先 住民課 (☎内線 163)

住民票の写しが必要だけど、一人で外出することができない。身近に頼める人もいない。と困ったことはありませんか？

斑鳩町では、役場まで出向くことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある人などを対象に、職員が自宅へ住民票の写しなどの各種証明書をお届けする宅配サービスを行っています。配達料は無料です。

### ●利用できる人

町内に住所があり、次のいずれかにあてはまる人

- ・おおむね65歳以上で介護保険の要支援認定もしくは要介護認定を受けているひとり暮らしの人、またはそれに相当するひとり暮らしの人
- ・障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用しているひとり暮らしの人
- ・世帯全員が介護保険の要支援認定もしくは要介護認定を受けている世帯の人、もしくはそれに相当する世帯の人、または世帯全員が障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用している世帯の人
- ・その他、町長が特に認める人

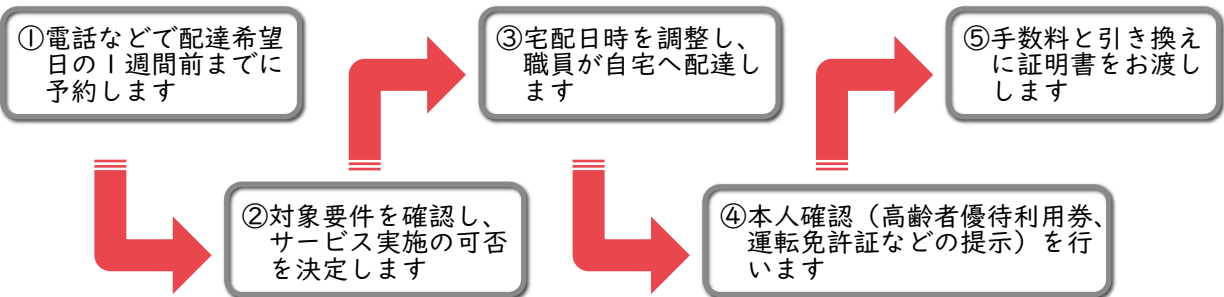
(注) 親族など身近な人の協力が得られる人は利用の対象となりません。

(注) 代理の人からの申し込みも可能ですが、配達先は、本人が住民登録されているご住所に限り、本人への直接交付となります。

### ●対象となる証明書

- ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明書
- ・戸籍 (全部・個人) 事項証明書 ・戸籍の附票の写し ・所得 (課税) 証明書

### ●宅配サービスご利用の流れ



## 行事予定

6月 30日(火)	<6月の納期限> 町県民税 (普通徴収第1期分) ☎ 税務課 (☎内線 154)	7月 7日(火)	行政相談 ☎ 13:00~16:00 ☎ 住民課 (☎内線 163)
		11日(土)	マイナンバーカードの 交付・申請休日受付 ☎ 役場1階 住民課窓口 ☎ 8:30~12:00 ☎ 住民課 (☎内線 161)

☎開催場所 ☎開催時間 ☎問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事は変更される場合がありますのでご了承ください。

この「広報いかるがお知らせ版」は毎月15日を挟む前後3日間で、町内全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。  
編集・発行: 総務課 (☎内線 273)